

「スポーツによる誘客促進事業企画提案業務」に係る質問への回答

No.	資料名称	項目番号	質問内容	回答
1	公募要領	P4.4 (2) イ	企画提案書（様式2：原本1部、副本7部）となっているが、PPTでの企画書の添付は必要ですか、それとも様式2のみの提出ですか？	様式2により提出してください。なお、様式2に別紙参照と記載の上、別途、企画書を提出いただいても構いません。
2			「企画提案書」は必要項目が記載されていれば様式自由でよいのでしょうか。（例：パワーポイント等）	
3	公募要領	P7.7	プレゼンテーション時間は何分間ですか。	応募者数により決定するため、後日、応募者へ通知します。
4	仕様書	P2.5 【1】	参加スポーツチームへの依頼は大阪府が窓口になりますか。	提案内容に基づき、受託事業者が行ってください。なお、契約締結後、大阪スポーツコミッション構成チームに対して、受託事業者を紹介いたします。
5	仕様書	P2.5 【1】	「大阪スポーツコミッション」に所属するアスリートのイベント出演に関して、数名は出演頂ける想定でよいですか。 また出演頂ける際の費用はどのように計上すればよいですか。 また活用や連携に制限・規定等があれば教えてください。	出演するアスリートの人選や人数についても、事業者の提案によるものと考えております。また、費用については、提案者の提案内容や実績等に基づき、必要な額を計上してください。 大阪スポーツコミッションを構成するトップスポーツチームの活用については、チームや選手の競技活動を優先してください。
6	仕様書	P2.5 【1】	イベント当日、告知映像など出演時に選手出演料は発生しますか。 出演料が発生する場合、提案書見積りにはどのように加算すればよいですか。	選手の出演料等、必要な経費については、見積額に含めてください。なお、出演料の額及び計上方法については、提案者により異なるものと考えますので、それらも踏まえてご提案ください。

7	仕様書	P2.5 【1】 (1)(エ)	「万博PRブース5ブース以上確保」とあるが、エリア確保だけでよいのか、ブースの内容についても提案が必要でしょうか。	ブースの内容も含めご提案ください。
8	仕様書	P3.5 【1】 (2)(ア)	イベントPR用のSNS等について、受託事業者の使用できる既存のアカウントはありますか。もしくは新規作成になりますか。	本事業専用アカウントを新規に作成してください。
9	仕様書	P3.5 【1】 (2)(ア)	告知に関して使用できないメディアやSNSはありますか。	法令等に違反するもの、公序良俗に反するもの、人権侵害になるもの、個人情報の漏洩につながるもの、又はそれらのおそれのあるものなどについては、利用を控えてください。告知媒体等については、受託事業者と協議の上、決定いたします。
10	仕様書	P3.5 【1】 (2)(ウ)	ポスター、パンフレットのサイズと枚数について教えてください。	サイズや枚数については、事業全体の構成など、内容によって異なると考えております。つきましては、広報計画に沿った内容でご提案ください。
11	仕様書	P3.5 【1】 (2)(エ)	「数量については、大阪府と調整すること」とありますが、費用算出のため目安の数量を教えてください。もしくはこちらで想定している来場者数から算出してもよいですか。	仕様書に記載の提案事項及び留意事項に基づき、ご提案ください。
12	仕様書	P3.5 【1】 (2)(エ)	来場者向けノベルティの希望個数はありますか。	ノベルティの個数については、ご提案ください。
13	仕様書	P4.5 (3)	事務局運営業務について、事務局として、個別の住所、電話番号、問い合わせアドレス事務局長の設置などは必要ですか。事務局の開設期間はいつから、いつまでですか。	基本的には、大阪府との連絡が円滑に取れるように、事務局体制を構築してください。なお、既存の連絡先等を用いることも可能ですが、府民などからの問い合わせについても対応できるようにすること、事務局は契約締結後すみやかに開設し、契約期間終了をもって閉鎖することとします。
14	仕様書	P6. 6(4)	委託について、運営スタッフや簡易なものを委託することも再委託になりますか。	仕様書記載の通り、原則禁止としますが、必要が生じた場合は大阪府と協議を行い、方針を決定いたします。ただし、本事業の全部または、大部分を特定の第三者に再委託することは、認められません。